

直 監 第 31 号

平成28年10月14日

直方市監査委員 青 柳 剛 機

直方市監査委員 田 代 文 也

平成28年度公の施設の指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、直鞍産業振興センター及び別館の指定管理者監査の結果報告について、同条第9項の規定に基づき決定したので、別紙のとおり提出します。

平成 28 年 度

指 定 管 理 者 監 査 報 告 書

一般財団法人 直鞍情報・産業振興協会

直 方 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2. 監査の対象

(1) 公の施設

直鞍産業振興センター

直鞍産業振興センター別館

(2) 指定管理者

一般財団法人 直鞍情報・産業振興協会

3. 監査の範囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

4. 監査の期間

平成28年9月1日から平成28年9月30日まで

説明聴取 平成28年9月14日

5. 監査の方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査ならびに関係者からの説明聴取を実施した。

(1) 監査の要点

ア 協定書について

協定書による義務の履行は適切に行われているか。

イ 出納管理について

補助金等に係る収支会計経理は適正になされているか。

ウ 事業計画について

施設の管理等が事業計画に沿って適切に行われているか。

エ 諸規定の整備について

公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等について整備されているか。

(2) 監査の実施方法

上記監査要点に基づき、以下の方法で監査を実施した。

ア 協定書の内容と提出書類等を突合し、適切に履行されているかを確認した。

イ 施設の運営状況につきヒアリングを実施し、関係書類を閲覧した。

ウ 事業計画に基づいた管理運営が適切に履行されているかヒアリングを実施し、関係書類を閲覧した。

(3) 現地調査

ア 指定管理者が管理運営する主な施設について、その管理実態を確認するための視察を行った。

イ 施設の管理・運営についての改善策や実施状況について聴取、関係書類を閲覧した。

ウ 施設利用の事務手続及び料金徴収事務の手続を確認し、現金の管理方法を調査し、料金徴収事務、現物管理の合理性を検証した。

第2 公の施設の事業概要

1. 公の施設の管理運営

(1) 公の施設の設置及び管理

地方自治法第244条の2第1項では、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされている。また、同条第3項では、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができ、同条第4項では、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとするとしている。さらに、同条第5項から第7項において、指定管理者の指定期間を定めること、指定管理者の指定は当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないこと、指定管理者は毎年度終了後、その管理する公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出することが定められている。

(2) 指定管理者制度

指定管理者の意義

地方自治法の一部改正に伴い、これまでの管理委託制度に替わって創設された制度で、条例で定めた手続に基づき議会の議決を得た団体を市が指定し、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせる制度であって、民間事業者、NPO団体等の民間団体もその管理団体(指定管理者)となることができるものである。

民間団体の持つノウハウを施設管理に活用することで、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上が図られることや、経費の節減等が図られることが期待されている。

(3) 直方市の方針

市は、指定管理者制度導入の検討を行い、指定管理者の指定手続に関する基本的な事項を定めた「直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成17年9月29日条例第19号)を制定した。

また、指定管理者制度の導入については行政改革の方向性である「民間でできるものは、民間に」を基本原則に市民サービスの維持向上や地域経済の活性化等を考慮しながら、民間(市民・NPO・民間企業等)活力を導入するなど、その一手法として有効であるととらえ、導入効果が期待できる施設については、積極的に指定管理者制度を導入することとしており、直鞍産業振興センター(以下「産業センター」という。)については平成16年4月から、直鞍産業振興センター別館(以下「別館」という。)については平成25年4月から指定管理者制度が導入された。

(4) 利用料金制度

地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができ(地方自治法第244条の2第8項)、公益上必要があると認める場合を除き、条例の定めるところにより、指定管理者が利用料金を定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該地方公共団体の承認を受けなければならない(地方自治法同条第9項)とされている。

産業センター及び別館は、指定管理当初から利用料金制度を導入している。

2. 指定管理者の概要

- (1) 産業センター及び別館の指定管理者に指定されている一般財団法人 直鞍情報・産業振興協会の概要は、次表のとおりである。

団 体 名	一般財団法人 直鞍情報・産業振興協会
団 体 所 在 地	直方市大字植木1245番地2
団 体 代 表 者 名	理事長 藤 井 福 吉
団 体 設 立 年 月 日	平成16年3月1日
目的及び事業内容	【目 的】 主として直鞍の地域企業に対し、研究開発支援、研究会運営の支援、教育研修に関する事業を実施し、地域企業の技術・技能の高度化や経営の合理化・近代化を促進するとともに、電磁両立性(EMC)試験の測定施設を充実し、各種規格試験の実施及び評価、EMC人材育成等の事業を実施することで、中小企業の開発業務を促進し、もって地域産業の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 【事業内容】 1. 技術相談対応による技術課題の解決や研究開発の支援 2. 各種研究会の運営支援 3. 地域青少年への科学技術啓蒙活動 4. 各種技術講習会等の開催及び会場の提供 5. 電磁両立性(EMC)試験の実施 6. 電磁両立性(EMC)試験の結果に係わる試験成績書の発行 7. 電磁両立性(EMC)試験に係わる技術相談及び技術指導の実施 8. 電波暗室の開放利用 9. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 指定管理者の選定

直方市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第4号に基づき、公募によらない特例による選定である。

3. 施設の概要

(1) 施設の概要状況は、次表のとおりである。

施設の概要

施 設 名 称	直鞍産業振興センター(ADOX福岡)
設 置 目 的	企業、団体等の人材育成、情報交流等の活動を支援し、地域産業の振興を図ることを目的とする。
所 在 地	直鞍産業振興センター 直方市大字植木1245番地2 直鞍産業振興センター別館 直方市大字植木849番地1
竣工年月日	直鞍産業振興センター 平成14年3月22日 直鞍産業振興センター別館 平成2年12月27日(直方コンピュータ・カレッジ) 平成23年3月31日贈与により取得
建 物 概 要	直鞍産業振興センター : 鉄骨造2階建 延床面積 2,314㎡ 直鞍産業振興センター別館 : 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,991㎡
主 な 施 設	直鞍産業振興センター EMC試験設備(大型電波暗室・小型電波暗室・シールド室) 研修室、インキュベート室 直鞍産業振興センター別館 研修室、インキュベート室、ミーティングルーム
開 館 時 間	9時から17時まで
休 館 日	・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・12月29日から翌年1月3日まで
業 務 内 容	・利用者の受付対応、施設等の使用の許可に関する業務 ・利用料金等の収受に関する業務 ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・EMCの測定等に関する業務 ・各種講習の開催など産業振興事業に関する業務
管理担当課	産業建設部 商工観光課

(2) 施設の利用状況は、次表のとおりである。

平成27年度直轄産業振興センター来訪者(来訪目的別)

(単位：件)

施設 月	産業センター				別館			合 計
	試験利用	セミナー 講習会	EMC 技術相談	その他	セミナー 講習会	諸会議	その他	
4 月	129	30	1	17	191	4	22	394
5 月	137	16	0	0	73	27	22	275
6 月	186	115	0	0	113	19	18	451
7 月	175	0	0	1	10	8	8	202
8 月	150	0	0	0	52	23	23	248
9 月	160	24	1	0	204	22	22	433
10 月	126	63	1	21	198	10	128	547
11 月	132	15	0	5	204	8	10	374
12 月	138	0	0	0	101	13	10	262
1 月	122	0	0	0	87	8	24	241
2 月	127	27	0	7	270	17	14	462
3 月	157	22	0	0	105	26	10	320
合計	1,739	312	3	51	1,608	185	311	4,209
平成 26 年度	1,113	479	61	27	772	740	432	3,624

平成27年度産業センター利用状況

(単位：件)

施設 月	産業センター										
	大型 電波暗室 1	大型 電波暗室 2	車載暗室	小型 電波暗室	シールド室	研修室 1	研修室 2	研修室 3	インキュベーター室	パワーアップ	大容量 電源
4 月	18	22	6	10	15	0	0	0	2	11	0
5 月	12	17	4	8	4	0	0	0	2	7	0
6 月	21	25	6	17	11	0	0	0	2	9	0
7 月	16	24	11	11	7	0	0	0	2	6	1
8 月	19	22	11	6	5	0	1	2	2	8	0
9 月	20	24	9	14	10	0	0	0	2	7	1
10 月	20	22	1	6	8	0	0	0	2	4	1
11 月	18	22	10	16	18	0	0	0	2	12	0
12 月	18	16	9	6	9	0	0	0	2	4	0
1 月	12	19	7	5	4	0	0	0	2	3	0
2 月	18	29	7	11	12	0	0	0	3	5	0
3 月	18	23	8	20	9	0	0	0	3	6	0
合計	210	265	89	130	112	0	1	2	26	82	3

平成27年度別館利用状況

(単位:件)

施設 月	別 館						
	研修室 1	研修室 2	インキュベート室 1	インキュベート室 2	インキュベート室 3	インキュベート室 4	ミーティングルーム
4 月	7	2	0	0	1	1	7
5 月	4	1	0	0	1	1	7
6 月	6	5	0	0	1	1	4
7 月	1	0	0	0	1	1	4
8 月	1	2	0	0	1	1	2
9 月	6	2	0	0	1	1	5
10 月	6	2	0	0	1	1	3
11 月	4	4	0	0	1	1	4
12 月	1	1	0	0	1	1	7
1 月	1	1	0	0	1	1	3
2 月	6	1	0	0	1	1	5
3 月	2	2	0	0	1	1	5
合計	45	23	0	0	12	12	56

インキュベート室の入居者は、産業センターは3社、別館は2社となっている。

平成27年度EMCサイト試験室稼働状況(稼働率)

(時間稼働率:%)

施設 月	産業センター				
	大型 電波暗室 1	大型 電波暗室 2	小型 電波暗室	車載暗室	シールド室
4 月	92	125	44	43	59
5 月	83	133	42	29	31
6 月	106	144	81	65	44
7 月	136	149	39	66	23
8 月	118	154	26	91	18
9 月	114	142	59	61	43
上期平均	108.2	141.2	48.5	59.2	36.3
10 月	101	131	43	55	33
11 月	106	164	78	48	81
12 月	83	127	48	48	41
1 月	100	143	42	37	18
2 月	118	151	77	36	44
3 月	101	135	91	43	44
下期平均	101.5	141.8	63.2	44.5	43.5
年 平 均	104.8	141.5	55.8	51.8	39.9
平成 26 年度平均	75.3	62.6	50.0	17.3	31.2

(3) 指定管理者の収支状況

指定管理者は、産業センター及び別館の管理運営に要する経費(支出)を利用料金収入、管理運営業務の実施に伴い、指定管理者が収受する収入及び直方市から支払われる指定管理者委託料をもって充てている。

産業センター及び別館の運営に関する指定管理者の収入、支出状況及び利用料収入状況は、次表のとおりである。

指定管理者の収支状況

(単位：円)

	平成 27 年度		平成 26 年度	
	収入	支出	収入	支出
産業振興	5,283,018	19,708,228	8,857,617	22,727,037
EMC事業	100,176,666	111,202,906	92,893,933	98,042,635
法人会計	32,672,787	4,000,614	47,325,102	2,504,305
合計	138,132,471	134,911,749	149,076,652	123,273,977
収支差額 (次年度繰越額)	3,220,722		25,802,675	

ア 収支について

産業振興事業部では収入、支出とも減少しているが、EMC事業部では収入、支出とも増加している。平成27年度決算も前年度に引き続き黒字となっているが、次年度繰越額は大幅に減少している。

(4) 利用料金収入状況

指定管理者は、直轄産業振興センター設置条例第8条第3項の規定により、利用料金を自らの収入とすることが認められている。

また、利用料は、同条例第8条第2項の規定により指定管理者が市長の承認を得て、条例で定める金額の範囲内で設定されている。

平成27年度産業センター及び別館の施設利用料月別収入状況は、次表のとおりである。

平成 27 年度産業センター利用料収入の状況

(単位：円)

施設 月	産業センター										
	大型 電波暗室 1	大型 電波暗室 2	車載暗室	小型 電波暗室	シールド室	研修室 1	研修室 2	研修室 3	インキュベーター室	パライソプ	大容量 電源
4 月	1,701,000	2,098,980	756,000	878,472	546,739	0	0	0	100,000	311,364	0
5 月	3,280,500	1,627,884	232,848	225,331	309,830	0	0	0	100,000	342,835	0
6 月	3,423,060	1,969,380	378,000	956,405	540,518	0	0	0	100,000	1,157,220	0
7 月	1,168,560	2,379,888	397,440	215,827	96,595	0	0	0	100,000	516,456	145,800
8 月	5,829,667	2,029,968	747,360	451,699	347,155	0	1,500	3,000	100,000	654,696	0
9 月	3,791,707	2,241,238	343,224	665,107	164,506	0	0	0	100,000	878,083	18,900
10 月	2,527,200	1,449,360	302,400	293,760	246,067	0	0	0	100,000	584,496	39,960
11 月	3,294,000	3,946,104	701,784	345,946	343,656	0	0	0	100,000	1,245,888	0
12 月	2,171,880	2,115,720	334,152	1,090,368	1,207,008	0	0	0	100,000	1,265,760	0
1 月	2,263,680	1,484,460	225,720	357,696	195,264	0	0	0	100,000	165,240	0
2 月	1,638,090	1,835,460	685,368	471,744	301,709	0	0	0	125,000	233,280	0
3 月	2,379,780	2,280,960	600,480	669,427	403,142	0	0	0	150,000	252,720	0
合計	33,469,124	25,459,402	5,704,776	6,621,782	4,702,190	0	1,500	3,000	1,275,000	7,608,038	204,660

平成 27 年度別館利用料収入の状況

(単位：円)

施設 月	別 館								合計
	研修室 1	研修室 2	インキュベーター室 1	インキュベーター室 2	インキュベーター室 3	インキュベーター室 4	ミーティングルーム	世界戦略研究会	
4 月	55,728	0	0	0	48,600	68,040	1,620	5,400	179,388
5 月	40,176	864	0	0	48,600	68,040	1,620	5,400	164,700
6 月	57,456	864	0	0	48,600	68,040	0	5,400	180,360
7 月	6,912	0	0	0	48,600	68,040	1,080	5,400	130,032
8 月	0	7,776	0	0	48,600	68,040	0	5,400	129,816
9 月	71,280	8,640	0	0	48,600	68,040	540	5,400	202,500
10 月	85,104	14,688	0	0	48,600	68,040	540	5,400	222,372
11 月	19,008	21,600	0	0	48,600	68,040	540	5,400	163,188
12 月	8,640	8,640	0	0	48,600	68,040	24,840	5,400	164,160
1 月	8,640	8,640	0	0	48,600	68,040	1,620	5,400	140,940
2 月	57,456	8,640	0	0	48,600	68,040	24,840	5,400	212,976
3 月	8,640	8,640	0	0	48,600	68,040	22,140	5,400	161,460
合計	419,040	88,992	0	0	583,200	816,480	79,380	64,800	2,051,892

(5) 委託料収入状況

指定管理者は、平成 25 年 4 月から別館の管理運営業務を行っており、その管理については、新たに委託料にて運営している。

委託料収入の状況

(単位：円)

項目	年度				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
直 鞍 産 業 振 興 セ ン タ ー 管 理 運 営 委 託 料	0	0	3,000,000	3,085,714	3,085,714

第3 監査の結果

1. 協定書について

(1) 備品の管理

産業センター及び別館の備品については、①直鞍産業振興センターの管理運営に関する協定書第8条第1項の規定に基づき市から無償で貸与されたもの、②指定管理者が独自で購入したものの2種類が存在する。①の備品については同協定書第8条第2項の「備品管理に関する特記事項」に従い適正に管理されており、②の備品についても台帳が整備され適正に管理されていた。

(2) 業務実施に係る甲(市)の確認事項

直鞍産業振興センターの管理運営に関する協定書第9条に規定する事業計画書の提出、第14条に規定する事業報告書の提出については、適正に履行されていた。

2. 出納管理について

(1) 委託料の処理について

委託料に係る事務については、適正に処理されていた。

(2) 利用料収入の処理について

利用料収入に係る事務については、現金の取扱は少なく、ほとんどが振込による入金で処理されている。一部現金による収納については、金融機関に納入するまでの間、金庫で適正に保管されていた。

3. 事業計画について

平成27年度事業計画の実施状況を、平成27年度事業報告書及びヒアリングにて確認審査した結果、適切に事業が遂行されたことを確認した。

4. 規則等について

財団では、定款はもとより直鞍情報・産業振興協会事務処理規則、会計処理規程、就業規則、職員給与規程、職員退職金規程、職員の出張旅費に関する規程等の諸規程が整備され、また、個人情報の取扱いについては、直鞍産業振興センターの管理運営に関する協定書第21条第1項及び第2項の「個人情報取扱特記事項」を遵守している。今後も規則、規程等に基づいた適切な管理運営に努められたい。

まとめ

以上が、産業センター及び別館に関する指定管理者監査の結果である。

産業センターは、本市が平成14年4月に直鞍地域に集積する機械金属関連産業を始めとする製造業の支援施設として設置した。当初は、福岡県の協力を得ながら本市が直接運営を行っていたが、地域産業に対する更なるサービス向上を図るため平成16年度から指定管理者制度を導入した。

産業センターの行う業務は、地域産業の振興業務とEMC（電磁両立性）試験研究施設の運營業務の二つの部門があり、産業振興部門では人材育成事業、直鞍自動車産業研究会、直鞍産業振興世界戦略研究会等地場企業の振興を図るための事業を行い、EMC事業部門では、電子・電気機器産業を始めとする研究開発に欠かせない試験研究施設（EMCサイト）の運営・管理、EMC人材育成事業を行っている。

こうした中、直方市では企業、団体等の人材育成、情報交流等の活動を支援し、地域産業の振興機能強化を図るため、平成24年4月に旧直方コンピュータ・カレッジを産業センターの別館として、インキュベート室や研修室を整備し、平成25年4月から財団に管理運営委託を行っている。

一般財団法人 直鞍情報・産業振興協会は、主として直鞍の地域企業に対し、研究開発支援、研究会運営の支援、教育研修に関する事業を実施し、地域企業の技術・技能の高度化や経営の合理化・近代化を促進するとともに、電磁両立性（EMC）試験の測定施設を充実し、各種規格試験の実施及び評価、EMC人材育成等の事業を実施することで、中小企業の開発業務を促進し、もって地域産業の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的として設立され、平成16年度から現在まで12年余の間、産業センター及び別館の運営を行ってこられた。

その間、施設利用者に対する迅速なサービスの提供や研究会を始めとする時宜を得た新規事業の取り組みを行うなど、様々な地域産業振興のための事業を展開されてきており、深く敬意を表すところである。

産業センター及び別館は、施設の利用料金収入と委託料収入にて運営しており、平成27年度決算は黒字となっているが、前年度繰越金を除いた単年度収支は赤字となっていることから、市と十分協議され早期に改善されることを望むものである。

直方市では、平成27年3月に産業界の連携や新産業創出などの観点から中長期的な視点での産業振興施策の方向性と将来像を体系的に示し、計画的に推進する上での指針となる「直方市産業振興ビジョン」を策定し、翌年3月に平成28年度から平成36年度までの9年間の中期計画における具体的な施策である「直方市産業振興アクションプラン」を策定している。

その「直方市産業振興アクションプラン」の三つの柱である（仮称）のおがた働くウィークの開催、広報機能強化による地域産業のブランディング、直鞍産業振興センター（ADOX福岡）産業振興部門の機能強化を遂行していくため、本年10月（予定）から工業振興係の係長含む3名が別館に移り、直鞍産業振興センター職員と連携して施策を推進することとなっている。

今後とも、市との連携を密にし、適正な運営に努められ、本市経済の活性化と発展にむけ産業界・関係機関と一体となり、産業振興のためなお一層の努力をされるよう望むものである。